

入 札 説 明 書

千葉労働局

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成 26 年度 成田公共職業安定所駐車場等警備業務委託
- (2) 仕 様 別添「仕様書」による
- (3) 履 行 場 所 成田市加良部 3-4-2
成田公共職業安定所駐車場、臨時駐車場及び周辺道路等
- (4) 契 約 期 間 平成 26 年 4 月 1 日（火）から平成 27 年 3 月 31 日（火）まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 25・26・27 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の B、C 又は D の等級に格付けされている者であって、競争参加地域について「関東・甲信越」が有効である者。
- (3) 競争参加資格審査結果通知書（写）、都道府県公安委員会発行の有効期間内の警備業法の認定証（写）及び下記(8)に係る支払済み領収書及び申告書等（写）を期限内に提出していること。
- (4) 平成 26 年 3 月 4 日（火）15 時までに、警備計画書を作成、提出し、平成 26 年 3 月 5 日（水）17 時 00 分までに、支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長に承認された者であること。

* 警備計画書については、当初の提出に不備がある場合、再度書類の提出を求めることになるが、再提出が承認日を超過したことにより、入札に参加できない事案が散見されるので、入札に参加する事業者は、時間に余裕をもって警備計画書を提出すること。

- (5) 千葉県に本店、支店又は営業所が所在しており、当該千葉県内事務所に、請負業務履行にあたり警備員に対する指導、業務命令する立場にある監督職員が常駐していること。
- (6) 駐車場警備業務履行に係るトラブル発生時に、請負業者の警備責任者が、概ね 1 時間程度以内に履行場所に到着できるものであること。
- (7) 官庁から指名停止又は一般競争入札参加資格停止を受けている期間中に該当しない者であること。
- (8) 警備業法第三条各号に掲げるいずれにも該当せず、警備業の要件を備え同法第四条に基づき都道府県公安委員会の認定を受けているものであること。
- (9) 入札に参加する時点で、労働保険・厚生年金保険・政府管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと。（入札参加時点において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと）

3 資格審査結果通知書（写）等の提出期限及び場所

本案件入札は、紙入札システムで行う。

* 本案件については、電子入札システムの更改処理が実施されるため、電子入札システムが使用できません。

- (1) 紙による入札参加を希望する者

平成 26 年 3 月 3 日（月）15 時までに、平成 25・26・27 年度 「役務の提供等」資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、都道府県公安委員会発行の有効期間内の警備業法の認定証（写）、上記 2

の(3)後段に記載の領収書及び申告書等(写)、競争入札参加申込書【別紙-1】及び誓約書【別紙4】、【別紙4-2】を千葉労働局総務部総務課会計第2係まで提出すること。

* 【別紙4-2】は指定様式ではないため、任意で作成した書式でも可能
持参又は郵送でも可能とする。郵送の場合は提出期限までに必着すること。

郵送の場合の送付先

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎

千葉労働局総務部総務課会計第2係 加瀬・大内

(3)平成24、25年度労働保険料の未納がないことを証明する書類は、以下のいずれかであること。

- ① 管轄労働局労働保険徴収主管課に「労働保険料納入証明願い」を提出したことにより発行される「労働保険料納付証明書」もしくは「労働保険収納未済額証明書」等。
- ② 個別に労働保険に加入している事業場については、「労働保険料申告書」写し及びその「領収済通知書」写しでも可とする。
- ③ 事務組合に委託している事業場については、「労働保険料等納入通知書」写し及び「労働保険料等領収書」写しでも可とする。
- ④ 「労働保険料申告書」及び「労働保険料等納入通知書」写しは、平成24、25年度分であること。
 - * 当該案件に係る平成25年度契約の一般競争入札に参加された者については、平成24年度分は提出済みであることから、平成25年分のみの提出でも可とする。
- ⑤ 「領収済通知書」写し及び「労働保険料等領収書」写しは、次のとおりであること。

(7)平成24年度全期分(平成23年度確定不足分を含む)

なお、延納の場合は、第1、2、3期分(平成23年度確定不足分を含む)

(イ)平成25年度全期分(平成24年度確定不足分を含む)

なお、延納の場合は、第1、2、3期分(平成24年度確定不足分を含む)

* 当該案件に係る平成25年度契約の一般競争入札に参加された者については、上記(7)全期分又は第1、2期分の労働保険料の領収に係る書類は提出済みであることから、平成24年度第3期分(延納の場合)及び(イ)のみの提出でも可とする。

4 入札方法

- (1) 本件入札は、総価で行う。入札書【別紙-3】に記載する金額は、仕様書の内容を全て履行するにあたり必要となる諸費用を記載することとし、消費税等は含めないものとする。(免税事業者も同様とする。)また、入札書には警備員配置予定人数も必ず記載すること。
- (2) 入札は本人または代理人により応札することとする。代理人が応札する場合は、委任状【別紙-2】を応札前までに提出すること。
- (3) 契約金額については、入札価格に108/100を乗じた額とし、1円未満の端数があるときは、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (4) 落札者の決定は、業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契

約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 入札保証金及び契約保証金 免除

5 入札書の提出場所等

入札書の提出は次のとおりとする。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

入札書の受領期限

① 平成 26 年 3 月 6 日(木) 15 時 15 分

② 入札書の提出場所及び問い合わせ先

千葉市中央区中央 4-11-11 千葉第二地方合同庁舎 2 階

千葉労働局総務部総務課会計第 2 係 カウンター上「入札箱」 TEL : 043-221-4311

③ 委任状及び入札書は、別紙の様式とする。【別紙-2、別紙-3】

④ 入札書の金額の訂正は認めない。また、社名欄には代表者名を記入し、必ず代表者印を押印すること。

⑤ 代理人が入札をするときは、上記③に加え、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入し、かつ、代理人が押印すること。

⑥ 入札書の必要事項を記入の上、封筒裏面の 3 ヶ所に代表者印を押印し、提出すること。(別紙参照)
なお、代理人が入札する場合は、封筒裏面の押印は代理人印でもよしとする。

⑦ 郵便による提出の際は二重封筒とし、中封筒を上記⑥と同様に作成し、上記①、②の提出時間、場所に郵送すること。なお、郵送にあたっては入札参加者の責において確実に到着したことを確認できる手段を用いること。

⑧ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑨ 同日に駐車場警備業務委託入札を複数案件実施しますので、入札書の提出の際には件名及び金額等について、十分確認願います。

6 入札の無効及び延期等

(1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、または、虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等、入札を公正に行うことができないと認められるときは、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは、取りやめることがある。

7 代理人による入札

(1) 代理人が電子入札システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを修了しておかなければならない。

(2) 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、入札書提出時までに【別紙-2】の

様式による委任状を入札書とは別に提出しなければならない。

- (3) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
また、電子入札及び紙による入札ともに、復代理人による応札は認めない。

8 開札

- (1) 開札の日時及び場所

平成 25 年 3 月 6 日(木) 15 時 20 分

千葉労働局 4 階 職業安定部会議室

- ① 開札は、上記時刻に行い入札立会者がいる場合は、直ちに結果を公表することとする。
なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

- (2) 同額の取扱

落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者又はその代理人にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- (3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うので、入札書の予備を持参すること。

9 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この入札説明書に疑義が生じる場合は、平成 26 年 3 月 5 日(水) 正午 12 時 00 分までに千葉労働局総務部総務課会計第二係まで問い合わせること。なお、問い合わせについては書面（任意様式）にて行うものとし、質問内容及び回答については入札参加希望者全員に書面にて周知する。
- (3) 入札者は、支出負担行為担当官から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札を希望しない場合は、平成 26 年 3 月 5 日(水) 17 時 15 分までに連絡すること。なお、入札辞退を理由として、以後の入札に不利な取扱いは行わない。
- (5) 入札した者は、入札後、次の理由に該当する以外、入札公告、この入札説明書等についての不明を理由として異議を唱えることはできない。
- ① 千葉労働局が本件入札公告及びこの入札説明書に違反した行為を行った場合
- ② 契約期間内に予期することのできない経済事情の激変などによって、契約の履行ができない場合
- ③ 支出負担行為担当官及び落札した者の双方が契約の解除について同意した場合
- (6) 落札者の決定後、当該契約の締結につき契約書を作成し、双方内容を確認のうえ、押印し取り交わすものとするが、契約締結日は、平成 26 年度予算が執行可能となる平成 26 年 4 月 1 日以降とする。
- (7) 契約額は、千葉労働局の検査に合格したときのみ支払うこととし、1ヶ月ごとの総額に消費税等を加

算した額を記載し請負業者の請求書で請求すること。詳細は契約書による。

請求書の宛名は「官署支出官 千葉労働局長」とすること。

以 上